資料２－１

大淀川水系流域治水協議会 規約（案）

（設置）

第１条 「大淀川水系流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

（目的）

第２条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、大淀川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第３条 協議会は、別表１の職にある者をもって構成する。

２　協議会に会長をおき、宮崎河川国道事務所長を会長とする。

３　会長は、協議会の事務を掌理する。

４　協議会は規約の変更、その他重要な事項を決定する。

５　協議会の運営及び招集は事務局が行う。

６　事務局は、第 1 項による者のほか、必要に応じて別表１の職にある者以外の者及びアドバイザー（学識経験者等）の参加を求めることができる。

（幹事会の構成）

第４条 協議会に幹事会を置く。

２ 幹事会は、別表２の職にある者をもって構成する。

３ 幹事会に幹事長をおき、宮崎河川国道事務所技術副所長を幹事長とする。

４ 幹事長は、幹事会の事務を掌理する。

５ 幹事会の運営及び招集は事務局が行う。

６ 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

７ 事務局は、第２項による者のほか、必要に応じて別表２の職にある者以外の者及びアドバイザー（学識経験者等）の参加を求めることができる。

（協議会の実施事項）

第５条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

（１）大淀川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。

（２）氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

（３）「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。

（４）その他、流域治水に関して必要な事項。

（会議の公開）

第６条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

２　幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

（協議会資料等の公表）

第７条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、 個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

２　協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第８条 協議会及び幹事会（以下「協議会等」という）の事務を処理するため、九州地方整備局宮崎河川国道事務所及び宮崎県県土整備部河川課、鹿児島県土木部河川課、熊本県土木部河川課に事務局を置く。

（雑則）

第９条 この規約に定めるもののほか、協議会等の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

第 10 条 本規約は、令和 2 年 9 月 28 日から施行する。

本規約は、令和 3 年 3 月 18 日から施行する。

本規約は、令和 4 年 3 月 24 日から施行する。

本規約は、令和 5 年 6 月 2 日から施行する。

別表－1

大淀川水系流域治水協議会　委員名簿

機関名			役職等
国土交通省	九州地方整備局	宮崎河川国道事務所	所長
気象庁		宮崎地方気象台	台長
財務省	九州財務局	宮崎財務事務所	所長
農林水産省	九州農政局	南部九州土地改良調査管理事務所	所長
林野庁	九州森林管理局	宮崎森林管理署	署長
宮崎県		総務部	危機管理局長 兼危機管理課長
		県土整備部	河川課長
			砂防課長
			都市計画課長
		宮崎土木事務所	所長
		都城土木事務所	所長
		小林土木事務所	所長
		高岡土木事務所	所長
		中部農林振興局	局長
		北諸県農林振興局	局長
		西諸県農林振興局	局長
鹿児島県		危機管理防災局	災害対策課長
		土木部	河川課長
		大隅地域振興局	建設部長
熊本県		土木部	河川課長
		球磨地域振興局	土木部長
宮崎市			市長
都城市			市長
小林市			市長
曽於市			市長
三股町			町長
高原町			町長
国富町			町長
綾町			町長
多良木町			町長
森林研究・整備機構	森林整備センター	宮崎水源林整備事務所	所長
アドバイザー			宮崎大学名誉教授　杉尾　哲

○事務局	宮崎河川国道事務所	流域治水課
	宮崎県	県土整備部　河川課
	鹿児島県	土木部　河川課
	熊本県	土木部　河川課

別表－２

大淀川水系流域治水協議会　幹事名簿

機　関　名			役　職
国土交通省	九州地方整備局	宮崎河川国道事務所	副所長
			工務第一課長
			工務第二課長
			河川管理課長
			流域治水課長
			海岸課長
			都城出張所長
			宮崎出張所長
			高岡出張所長
			本庄出張所長
気象庁		宮崎地方気象台	防災管理官
財務省	九州財務局	宮崎財務事務所	管財課長
農林水産省	九州農政局	南部九州土地改良調査管理事務所	企画課長
林野庁	九州森林管理局	宮崎森林管理署	総括治山技術官
宮崎県		総務部危機管理局	危機管理課長補佐
		県土整備部	河川課長補佐
			砂防課長補佐
			都市計画課長補佐
		宮崎土木事務所	河川砂防･都市公園課長
		都城土木事務所	河川砂防課長
		小林土木事務所	河川砂防課長
		高岡土木事務所	工務課長
		中部農林振興局	農村計画課長
			農村整備課長
			林務課長
		北諸県農林振興局	農村計画課長
			農村整備課長
			林務課長
		西諸県農林振興局	農村計画課長
			農村整備課長
			林務課長
鹿児島県		危機管理防災局	災害対策課長補佐
		土木部	河川課技術補佐
			砂防課技術補佐
		環境林務部	森づくり推進課技術補佐
		大隅地域振興局建設部	河川港湾課長
			林務水産課長
			農村整備課長
熊本県		土木部	河川課長補佐
		球磨地域振興局	工務第一課長

別表－2

大淀川水系流域治水協議会　幹事名簿

機　関　名	役　職
宮崎市	危機管理課長
	土木課長
	都市計画課長
	農村整備課長
	建築行政課長
	森林水産課長
	下水道整備課長
	高岡総合支所　農林建設課長
都城市	危機管理課長
	維持管理課長
	下水道課長
小林市	危機管理課長
	建設課長
曽於市	総務課長
	土木課長
三股町	総務課長
	都市整備課長
高原町	総務課長
	建設水道課長
国富町	総務課長
	都市建設課長
綾町	総務税政課長
	建設課長
多良木町	建設課長
	危機管理防災課長
森林研究・整備機構　森林整備センター　宮崎水源林整備事務所	主幹

○オブザーバー

宮崎県　農村計画課	計画調整担当主幹
宮崎県　農村整備課	土地改良施設保全担当主幹
宮崎県　自然環境課	治山担当主幹
宮崎県　森林経営課	森林整備担当主幹

○事務局

宮崎河川国道事務所	流域治水課
宮崎県	県土整備部　河川課
鹿児島県	土木部　河川課
熊本県	土木部　河川課